

議案第 19 号

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成10年朝霞市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第32条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第19号新旧対照表

【参考資料】

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第32条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法)に基づき短期大学(同法)に基づき短期大学(同法)の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づき専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令)に基づき専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法)に基づき専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法)に基づき短期大学(同法)の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づき専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法)に基づき専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第32条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法)に基づき短期大学(同法)に基づき短期大学(同法)の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づき専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令)に基づき専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法)に基づき専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法)に基づき短期大学(同法)の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づき専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法)に基づき専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>